

15,000円以上消費した市民に **3,900円** キャッシュバック!

さがみはらサンキュー キャッシュバックキャンペーン

Sagamihara Thank you Cash Back Campaign

いよいよ! Start!!



実施期間 **令和2年10月1日(木)～** **最大39日間**
※総額3.9億円(先着10万人)に到達次第終了!

キャンペーン実施期間中に参加事業者で15,000円以上(複数事業者合算可)のお買い物等をした際の領収書を集めて、必要書類と一緒に申請すると、**先着10万人に3,900円(1人1回)がキャッシュバック**されます!この機会にぜひ、相模原市内の色々なお店をご利用ください
(参加事業者は、右の二次元コード又は各まちづくりセンター・公民館等に9月下旬配布予定の参加事業者一覧パンフレットをご覧ください)



申請条件

- 1 令和2年10月1日時点で相模原市に住居登録があること
- 2 申請は1人1回のみ(申請用紙は1人1枚作成)
- 3 キャンペーン実施期間中に参加事業者で15,000円以上(複数店舗等の合算可)のお買い物等をしていること
- 4 参加事業者が発行した、市指定スタンプが確認できる領収書(領収証、レシート等)が添付されていること
- 5 申込者又は同居家族等がキャッシュバックを受け取ることができる預金口座を持っていること
- 6 相模原市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員でないこと

△たばこ、商品券、税金など、キャンペーン対象外となる商品やサービスがあります
詳細は裏面をご覧ください

お問い合わせ先: **新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル** 電話: 042-851-3193
※受付時間: 8時30分から17時00分(土、日、祝日等を除く)

参加事業者の目印

対象店舗等には、のぼり又はステッカーのどちらかが掲示されています

参加事業者 のぼり



ステッカー

対象外となる商品やサービス

- ★法律等で対象とすることがふさわしくないと判断されるもの
(例: たばこ、保険診療 等)
- ★換金性が高いもの
(例: 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙 等)
- ★消費喚起に繋がらないと解されるもの
(例: 税金、水道料金、電気料金、都市ガス料金 等)
- ★その他
(例: 保育所に係る費用、家賃、土地・家屋の購入 等)

申請方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、次の書類全てを揃えて事務局まで郵送でご提出ください(※郵送に係る料金は、申請者の負担となります)

提出書類

- (1) さがみはら39(サンキュー)キャッシュバック申請書
- (2) 受取口座が分かる通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が分かるページ)
- (3) 参加事業者が発行した領収書(領収証、レシート等)【(1)の申請書の裏面に貼り付け】

★申請書は9月下旬に対象店舗等や各まちづくりセンター・公民館(沢井公民館を除く)で配布予定

★申請の期限はキャンペーン終了日(当日の消印有効)
(キャンペーン期間は最大39日間(11月8日まで)ですが、10万人に達した時点で終了となります。キャンペーンの終了は市ホームページ等で周知いたします)

郵送先(事務局)

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 産業支援課 消費喚起協力金班 宛

1 キャンペーン期間内に対象店舗・事業者を利用



2 市指定のスタンプが押された領収書をもらう



3 15,000円以上の領収書を集めて市に申請(1人1回まで)



4 3,900円をキャッシュバック!(指定口座に振込)

